

2024年度臨時総会議案

日時 2024年3月23日（日）
午後1時30分
場所 部落問題研究所（WEB会議）

【議事日程】

1. 開会の辞
2. 理事長挨拶
3. 議長選出
4. 書記任命
5. 議事

《第1号議案》2025年度事業計画（案）

《第2号議案》2025年度資金調達及び設備投資の見込みについて

《第3号議案》2025年度収支予算（案）

6. 閉会の辞

《第1号議案》

2025年度事業計画（案）

1. 部落問題・人権問題に係わる分野別研究

一 研究活動の基本方針

公益社団法人部落問題研究所（以下、研究所）の目的は、「部落問題をはじめとする人権問題の学術的な調査研究及びその成果を普及する事業を行い、もって日本の民主的発展に寄与すること」（「定款」第三条）である。

研究所は、この目的を実現するため、解決段階にある部落問題および日本社会における人権と民主主義の現状と課題、人権と民主主義の担い手としての人間発達に関する諸問題のそれぞれについて学術的な調査・研究を行い、その成果を普及する事業を推進する。

この中、部落問題については、解決過程の到達点とそれを可能にした諸条件を明確にし、これを社会的合意とするよう努めるとともに、その進展を阻害する動向を分析する。

研究所は、以上の課題を研究部門ごとに研究方針として具体化し、研究活動を推進する。

（1）人権及び民主主義に関わる内外の動向

戦争は人々の生命自体を奪うという最大の人権破壊行為であり、平和は人権保障のための必須で根底的な条件である。このことをアジア太平洋戦争とその敗戦の中から掴み取ったことによって生み出されたのが、日本国憲法の平和と基本的人権に関する諸原則であった。

しかし、現在の世界では、トランプ政権の再登場とヨーロッパにおける右派勢力の台頭、それらに通底する自国第一主義の主張が拡大している。さらに、「停戦」をみたパレスティナの情勢も予断を許さず、ロシアのウクライナ侵攻の行方も見通せない状況が続いている。その結果、平和と人権を求める人々の活動はきびしいせめぎ合いの中に置かれている。このような世界情勢と近隣諸国の動きを根拠に、日本では、軍備拡大を当然視する政策が進み、それが世論を捲き込みつつある。

研究所は、このような自国第一主義と「軍事力」によるその強制が、世界的規模で政治・社会の「分断」を拡大し、人々の平和的生存と人権・民主主義の実現・徹底を阻害していることを重視する。そして、この動きが、新自由主義的「自己責任論」の蔓延とも相俟って、日本社会の「分断」を一層深刻にし、労働、ジェンダー、社会的弱者、在日外国人、ハラスメントなど人権の侵害に苦しむ人々の問題の解決を困難にしていることを重視する。

学術研究・教育については、国立大学法人化以降、運営費交付金の遞減策の中で大学の民主的運営方式の後退と軍事協力研究の拡大の動きが進み、学術会議会員任命拒否に続いて学術会議自体を法人化し、その独立性・自律性を奪う「日本学術会議法案」を閣議決定した。研究所は、学術・研究分野で進行するこのような事態に注目し、日本学術会議協力学術研究団体の一学会として、自律性の確保を求める学術会議の自己改革努力を支援する。

学校教育における統制の強化とともに、人権教育の徳目化も進んでいる。研究所は、このような動向を注視し、その問題点を分析して必要な社会的発信に努める。

一方、近年続発する激甚災害は、人々の生活と産業の場であり、人権と民主主義が実現されるべき場である地域と地域社会に深刻な打撃を与えている。さらにその打撃は、地域産業の基盤であり、人々の生命を直接支える農林水産業の衰退とそれを放置する政策によって倍化されている。

以上のように深刻な状況が展開する中、SNSが世界を覆い、人々の生活と思考、社会関係に深く広く浸透し、選挙・政治の帰趨をも強く規定し始めている。このことが、対面での人間関係とそれに基づく言論空間の中で育まれてきた人権と民主主義の在り方にも重大な影響を与え始めている。研究所は、このような21世紀的状況が人権と民主主義に与える影響の分析に努める。

このような中で、昨年、日本被団協（日本原水爆被爆者団体協議会）がノーベル平和賞を受賞したことは、平和を希求し、人権と民主主義の実現を求める日本と世界の人々を励まし、大きな希望を与えた。研究所は、この動きに悼さし、定款に定めた目的を実現するため、部落問題解決過程に関する次のような認識に立って、研究・事業活動を確認し、遂行する。

（２）部落問題の解決過程の到達点と研究課題

１．到達点の認識をめぐって

日本社会の民主主義的発展にとってきわめて重要な社会問題であった部落問題は、解決段階に到達している。現在、「旧同和地区」内外の住民の混住や転出、通婚の広がりによって、「旧同和地区」は「部落」の内実を失っている。政府が行った1993（平成5）年調査の段階ですでに環境や職業・教育における地域的格差も改善し若い世代での通婚の広がりが確認されている。それ以降30年が経過している今日では、旧同和地区住民の生活状況が全体として低位にあり、広く結婚差別があるなどといったことを誰も言うことはきない。また、旧同和地区内外の広範な地域住民の努力により、部落差別は許されないとする基本的な社会的合意も広く成立している。今日では、「旧同和地区」内外の融合が進展し、最早その区別は客観的には存在しないし、一部に言われるような「被差別部落」は存在しないのである。このような部落問題解決の到達段階を行政やメディアや識者の多くは無視し、ことさら「根深い差別」の存在が強調されている。その根拠に「旧同和地区」地名を記した出版物や、ネット上での動画や書き込みの流布等が指摘されている。それは国民のごく一部のものが行っている行為であるにもかかわらず、そのことがメディアや研修等で殊更にクローズアップされることにより、「部落差別」はなくなっていないとの主張につながっている。さらにそれらが若い世代で部落差別は永久に変わらないものとの諦観をも生み出している。このような逆効果を生んでいる「根深い差別」論は、部落問題解決に向けた運動・行政・教育などの努力や広範な市民的取り組みの成果を否定するものでもあると言わなければならない。また、「根深い差別」論を主張する人びとの中には、「被差別部落民」としてのアイデンティティを強調して「部落民としての解放」や、異種のもとの共存を意味する「共生」を解決の姿だと強調するものもある。これは伝統的な文化や職業への誇りとは異なるものである。この主張は、封建社会での旧身分に起因する問題

を、人種・民族差別と混同し、克服したはずの旧身分に永遠にこだわり続けるといった自己矛盾を抱えた立場である。このような立場では市民的な理解は得られないであろう。

他方、多くの「旧同和地域」では、1970年代以降進められた、住宅地区改良事業や小集落地区改良事業等で整備された公営住宅等の立て替え時期が来ており、入居者の高齢化と空き家化の現象もみられる。すでに立て替えや改修が進んでいる地域と計画が中断している地域もある。一般公募も進め住宅問題の緩和に役立てつつ、融合による部落問題の最終的解決に結びつくようなまちづくりをすすめることが課題となっている。

2. 民主主義抑圧につながる「逆流現象」等

2016年の「部落差別の解消の推進に関する法律」（「部落差別解消推進法」）の成立後、自治体の「人権意識調査」で「内心の調査」や部落差別の助長につながりかねない調査項目の設定や「部落差別解消」条例の策定（三重県での「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」への改訂2022年や和歌山県での「部落差別の解消の推進に関する条例」2020年施行など）、2018年の法務省の依命通知「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について」、「全国部落調査」復刻版に関する2024年の最高裁での上告棄却（東京高裁判決の確定）など、公権力による「部落問題」をテコにした「人権尊重」の名による市民的自由に介入する動きが強まっている。東京高裁判決は、「部落差別は根強い」との認識を前提として「本件地域の出身者等であること及びこれを推知させる情報の公表」により、「一定の者にとっては、実際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそのおそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ」、「人格的な利益を侵害するもの」とした。係争の事柄は、「表現の自由」を前提とした、市民の自由な議論や情報交換を通して、何が差別であるのか相互に明らかにしていく営みを通じて解決を目指す問題である。にもかかわらず同判決は、議論を封ずることによって、係争の事件解決の方向を見出している。それはことなかれ主義の沈黙を助長し、市民社会を成熟させていく道筋に逆行したものである。

このような中で、三重県では不動産売買の契約解除を申し出た行為が、「旧同和地区」であったことを理由にしたとして業者から県に告発された。教員組合もその行為を問題だと公然と批判し、知事は本人が公務員であったことを強調して差別解消条例に反するものと「説示」処分をした。これを受け県教育委員会は減給処分にした。さらにこれを利用するかのように県教育委員会は学校現場へ「教育長の声」とヒューリアみえの研究員の動画をほぼ強制的に視聴、研修させています。また2024年6月、和歌山市では、2018年に同和行政の不正を公益通報した公益通報した職員が、通報への圧力とみられる人事配置により自死に追い込まれる事件が起こっていた（2020年）。これが2024年6月になって漸く発覚し、報道されるに至った。また大分県では乱脈不公正な同和行政が未だに継続され、教育現場でもいわゆる「立場宣言」がなされていることなどが問題となっている。大分では、その摘発と終結を目指す運動が広がりつつあることが『人権と部落問題』2025年3月号特集で紹介されている。

これらの動きは、行政機関が「道徳的に人権尊重」を唱える一方で、同和行政の継続や条例を根拠とする「差別」断定により、実質的には市民の自由や民主主義の抑圧につながる役割を果たすものである。このような行政の動きについては批判的検討が必要である。

また、2024年は八鹿高校事件から50年目の年で再び注目されることになった。この事件を契機に国民融合論が展開され、同時に裁判を通して真相を明確にし、それによって勝訴を積み重ねた運動が、政府の同和行政の転換をもたらした。総じて部落問題解決の歩みの画期となった。このような時点において大森実氏の研究（『八鹿高校事件の全体像に迫る』、部落問題研究所、2024年）は、八鹿高校や但馬地域において民主主義教育の発展が見られ、それを突き崩そうとする県行政内部の戦前の特高警察の伝統を継承する勢力の政治的な意図と、それを担う解放同盟の役割について解明した。この研究は八鹿高校事件のもつ歴史的な位置を明らかにしている。しかしその一方、無反省でこの事件を忘れ去ろうとする動きがあることも見ておかなければならない。このような現状認識に立って、研究所はこの研究をさらに展開し広げる必要がある。

3. 国際人権に関わる動き

2024年4月に日本弁護士連合会は、「人種等を理由とする差別的言動を禁止する法律の制定を求める意見書」を発表したが、その中で「人種的差別」を「人種、皮膚の色、世系（被差別部落を含む。）、民族的若しくは種族的出身、国籍（以下「人種等」という。）に基づくあらゆる区別、排除、制限」と規定した。その上で、部落差別解消推進法の「現在もなお部落差別が存在する」という規定を根拠に「同和対策事業等によって社会が解決すべき部落差別問題が解消されたとする意見は、部落差別の現実を理解せず、部落差別解消を阻害する誤った考え」と言及している。このような見解は部落問題解決が大きく前進している現実を完全に無視したものである。このことは部落問題解決に関する認識についての社会的共有が限定的であることを示すものであり、今後それを法曹界・言論界へ広げる取り組みは重要である。

また、国連の女性差別撤廃委員会が発表した日本政府に対する「総括所見」では、「アイヌ、部落、在日コリアンの女性、障がい者女性、レズビアン、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックスの女性、移民女性が、教育、雇用、医療へのアクセスを制限する、交差する形態の差別に現在も直面していることを懸念している」と述べ、「部落（Buraku）」が根拠なく他の属性と並列して列挙されている。これは日本の特定のNGOからの報告を吟味なく取り入れたものと思われるが、修正を求める国際的な取り組みが必要になっている。

「包括的差別禁止法」についても問題が急浮上しており、障がい者差別など属性の異なる差別と同列に部落差別が扱われている。部落問題の本質（属性）および現状についての正確な認識に基づいた議論が進むよう、積極的な働きかけが必要となっている。

一方、近年、人権問題をめぐる社会運動が広がるなか、差別問題に対する社会的関心が高まり、「差別論の流行」という状況がみられる。研究所は、部落問題を解決段階に到達させることができた歴史的要因を解明するとともに、さまざまな人権問題とその解決のあり方を、権力的な統制によってではなく、市民社会の民主的成熟を基本に据えて捉える立場から、国際的な視野にも立って理論的実証的な研究を推進することが求められている。

また、経済の国際化と市民の人権意識の向上の下で、企業内部や取引関係において、人権への配慮が意識されるようになり、企業の側も株価維持や投資確保を含む企業防衛の観点からではあるが「ビジネスと人権」に取り組む動きが強まっている。これは人権と民主主義の浸透において積極的な側面を持っている。

(3) 部落問題研究所の当面する課題

研究所は、「部落問題」解決の歴史的過程を実証的理論的に解明し、解決段階の確定、「部落差別」言説・思潮の分析、国・地方自治体において確立された「道徳的な人権尊重」推進体制と法構造（判決や立法）の分析、旧同和地域を含む地域福祉の町づくり政策の提案、部落問題解決の実現を阻害する動向（分断）の分析、人権の擁護・確立へむけた国内外の動向の分析を当面する研究課題として設定する。

上記の調査・研究課題を進めるには、研究所の財政危機を克服するとともに、運営にかかわる人的体制をより確かなものとしつつ、具体的には次の方法で研究を推進する。

- ① 研究所の機関誌『人権と部落問題』は、近年、部落問題をはじめ、日本と世界、地域の人権課題、民主主義、平和、教育、アイヌ、外国人、えん罪事件に関する特集テーマを設定し、研究者、教育者、人権問題に関わる人たちの多彩な論稿を掲載し他に類例のない雑誌となっている。研究所は今後も学際的な理論的実証的研究の成果の普及にも努めるとともに、情報提供と交流の場としての機能を強める。本誌は研究所の財政基盤ともなっており、さらに広い読者層のニーズに対応した、誌面や編集の改善を進め、研究所の支持基盤を強化する。
- ② 研究所は、紀要『部落問題研究』を編集、発行し、日本社会の民主主義的發展に寄与するための人権課題に関する研究、差別論や国際人権、人権教育等に関する歴史的・学際的な研究をすすめる。さまざまな人権問題との関連で部落問題研究の意義をいっそう明確にする必要があり、各分野の研究グループでの共同研究を発展させると同時に、人権法や政治学などあらたな研究分野での共同研究を確立していく。あわせて若手研究者の研究推進の場の提供にも積極的にとりくむ。
- ③ 人権運動の歴史的アーカイブズであり、文字文化遺産である基本財産3文庫の資料の保存・活用のため、引き続き資料整理を完成させ、目録の作成・公開、デジタル資料の公開方法を具体化する。また各地の解決過程の運動や行政に関する資料の保存収集のため、ネットワーク体制の構築に着手する。
- ④ 研究成果や関連する情報発信は雑誌・紀要・書籍はもとより、行政の補助金を活用した講座や映像による発信、YOUTUBE等のSNSによる発信・普及活動を推進する体制を確立していく。あわせて、学校・自治体・企業における人権学習・研修の実態を把握し、内容の当否を検討するとともに、市民や労働者にとっての人権学習のあり方、「ビジネスと人権」に関する情報発信をしていくことは急務である。
- ⑤ 国際人権など研究と実践が進んでいる領域から「現代社会と人権」を学び、日本社会の「現代人権論」を再構築する。同時に、部落問題研究で蓄積された方法・視点を活かして、「差別論」に関する研究を推進し、「包括的差別禁止法」や「人種差別撤廃条約」等への意見・提案を組織し、公表する活動に取り組む。
- ⑥ 部落問題解決の歴史的成果、そこに至るその過程、とりわけ同和対策事業推進時期（1960年代から2002年の法終了時まで）の成果を広く国民の共通認識にするため、書籍発行・情報発信を行う。また部落問題の解決を阻害する言動への批判的研究を深化、発展させる。

- ⑦ 新しい領域分野部会の新設も視野に入れ、既存の分野部会を確立し、他学会や研究グループとの共同研究体制を強化する。その中で若手の研究者や接触のなかった研究者との接触を深める。zoomを利用し、オンラインによる遠隔地からの参加も追求する。
- ⑧ 「研究員制度」を整理し、「研究員」登録を進める。
- ⑨ 研究諸課題を総合的に推進するため、多方面の協力を得て部落問題研究者集会の全体会を飛躍的に発展させる取り組みを行う。

（４）研究活動を進める体制

上記の課題を遂行し、研究活動を推進するため、以下に示すような有機的な体制を整える。それを通して、若い世代の研究者、関連する分野の研究者との連携を拡げていく。

これまで、（１）部落問題研究の歴史的研究〔歴史〕、（２）現代部落問題論・人権論の研究〔現代社会〕、（３）人権と教育に関する理論的・実証的研究〔教育〕、（４）人権に関わる文芸の研究〔思想・文化〕の分野の主任研究員を置き、各分野の若干名を加えて、研究委員会を組織してきた。

これらの各分野で、科研費の研究グループも含めた継続的な共同研究のグループを組織していく。それらの研究グループを有機的に結びつけるために、主任研究員を中心に分野運営委員会をもつ。今後、研究委員会は、各分野の運営委員会の活動を連携させ、研究所全体の研究の発展を図る。その成果の上に立って、各年度の研究者集会を組織する。研究委員会は、その全体会を企画し、その準備のための総合部会を組織する。

各研究グループの研究例会を充実させ、その成果を『人権と部落問題』『部落問題研究』誌上に反映させる。それを通じて、両誌の定期的（安定的）刊行を継続する。また、『人権と部落問題』を、部落問題、および人権問題に関わる社会的情報を集約する場とする。これらを実現するために編集・刊行体制を充実させる。さらにそこでの多様な研究成果を出版物として刊行する。

二 分野ごとの課題

（１）部落問題の歴史的研究（主任研究員 塚田 孝・竹永三男）

人権と民主主義をめぐる状況とこの問題に対する取り組みの今日的展開をふまえながら、部落問題を前近代から現段階までの歴史展開の総過程の中で位置づけるとともに、身分と身分制、部落問題や人権にかかわる諸問題について各時代の社会構造全体の中で具体的に把握する研究に取り組む。

１．歴史研究部門では次の諸点を課題として研究を進める。

１）身分と身分制、部落問題に関する歴史研究、社会運動史研究などの成果もふまえて、中・近世から現代までを射程に入れて共同研究を推進する。

２）前近代の賤民身分および社会的に周縁的な存在を中心とする研究を総合的に進める。

具体的には、貧困・移動する弱者を視野に入れた身分社会の歴史的研究、昨年度から開始した「近世の刑罰と身分」を主題とする共同研究、勸進と芸能の集団に関する研究などを推進する。その際、地域社会の構造とその展開との関連に視点を据える。あわせて、国際的視野での比較史的研究に取り組む。

- 3) 近現代日本の人権と民主主義の歴史的展開とその特質を明らかにする研究を進める中で、地域史の再構成をめざす。部落問題・ハンセン病問題・「行き倒れ」・沖縄問題・ジェンダーなど近現代日本の人権問題とそれに関連する社会運動を歴史的に解明する研究に引き続き取り組む。
 - 4) 「部落問題解決過程の研究」の成果を踏まえ、部落問題解決過程の歴史的条件の究明に努めると共に、今日の日本と世界における人権と民主主義をめぐる諸問題とその解決のための歴史的条件に関する研究に取り組む。その際、戦後日本の部落問題をめぐる経験のもつ世界史的・普遍的な意義を明らかにすることに留意する。
2. 科学研究費助成事業に採択された研究課題に取り組むとともに、新規応募を引き続き積極的に進め、共同研究・個人研究の発展を図る。
- 1) 2021 年度から開始し、今年が最終年度となる基盤研究(B)「奈良県の地域構造変容と部落問題に関する歴史的 연구—地域構造分析・比較研究を通して」(研究代表者・竹永三男、2021~2025 年度)による共同研究については、地域調査・史料調査を引き続き推進しつつ、総括シンポジウムを開催し、研究成果のとりまとめを行う。
 - 2) 2022 年度に開始された次の科研費による研究は、研究期間の延長を申請し、認められたが、確実に研究成果をまとめられるよう、必要な支援を継続する。
 - ①「近世における流動層社会の構造的 연구—「行き倒れ」を中心に—」
基盤研究(C)/研究代表者・藤本清二郎、2022~2024 年度
 - ②「高度成長期の地域変動と社会運動—泉北における文化財保存運動と泉北教組—」
基盤研究(C)/研究代表者・森下徹、2022~2024 年度
 - 3) 研究員を中心とする共同研究と研究員による個人研究を発展させるため、科研費の新規申請・継続申請を引き続き積極的に行う。その際、「研究計画調書」の作成に当たっては、関連する研究分野の研究員による助言を行い、内容の充実を図る。
 - 4) 科研事務が増加する中で、担当職員の負担を軽減するよう研究代表者が配慮するとともに、研究の確実な遂行を支える事務体制を整備する。
 - 5) 部落問題研究所の共同研究・研究員の個人研究として進められている各科研研究の内容を、会員・読者と社会に広く広報するため、引き続き『部落問題研究』誌上で研究内容を紹介する。
3. 研究会の開催と研究成果の発表を継続的・計画的に進める。
- 1) 研究方針を確実に実践するため、歴史研究会を計画的に開催する。また、そのためにも多様で継続的な共同研究のグループを組織し、それらの調整と交流のための歴史分野の運営委員会を組織する。
 - 2) 合同研究会開催など他の学会との研究面での協力関係を引き続き強める。
 - 3) 以上の共同研究、研究例会での研究報告などの研究成果を『部落問題研究』誌および第 63 回部落問題研究者全国集会などに反映させる。

(2) 現代部落問題論・人権論の研究(主任研究員 井手幸喜・石倉康次)

今日、新自由主義政策と戦争する国づくり政策のもとで日本国憲法の定める平和的生存権をはじめ諸権利が危機に直面しており、とりわけ社会権(生存権、教育を受ける権利、労働権など)をますます縮減、空洞化させる動きが強まっている。地方自治体においても、

地方「行革」により教育、文化、福祉、医療などを削減する一方、人権を単に個人（私人）相互間の関係に関する意識の問題に矮小化し「人権啓発・教育」に収れんする傾向が見られる。さらに、事実・実態における部落問題解決の進展を無視ないし軽視して「部落差別」が「根強く存在する」という一面的な議論が行政やメディアで流布されている。このような論調は法曹界に影響をおよぼしているだけでなく、最近では、国連の人権機関の日本政府への提言の中で、アイヌや障がい者、ジェンダー差別と並列的に「部落差別」が強調される動きにもあらわれている。2016年12月の「部落差別解消推進法」の成立をうけて、地方自治体では部落問題に特化した条例制定をする動きも一部にみられる。しかし、その一方で、特定の事業者への特別の便宜を図る根拠にされていることが市民的な不信と反発を呼び起こしている。このような状況をふまえ、以下の点を中心に研究をすすめる

- 1) 部落問題解決過程の地域的な偏差の実態とその歴史的・社会的要因について、調査研究を進める。
- 2) 「部落差別解消推進法」の成立をうけ、いくつかの地方自治体において部落差別解消に関わる「条例」制定の動きが見られる。こうした動向に関する資料を収集し、批判的に検討を行なう。
- 3) 「旧同和地区」で1970年代から80年代かけて建設された「改良住宅」が一般公営住宅として扱われるようになっている。しかし老朽化と空き家化、入居者の高齢化とコミュニティの弱体化が同時に進行しており、住宅の改修・更新・閉鎖等が検討される一方、一般公募への転換も課題となっている。このような契機をとらえて、地域での融合の促進と、すみよいまちづくりをどう進めるかについての検討を進める。
- 4) 地域における人権諸課題一貧困、こどもや高齢、障害にかかわる福祉問題、若者やおひとりさま支援、外国人などの支援一に関する実証的研究を若手研究者の協力を得て推進できる体制をつくる。
- 5) 「包括的差別禁止法」、「人種差別撤廃法」、「国際人権」、「ビジネスと人権」について検討するチームを組織し、必要な検討、資料の収集・公開、提言の発表等を行える体制を整える。

（3）人権と教育に関する理論的・実証的研究（主任研究員 川辺 勉）

「部落差別解消推進法」第5条（教育及び啓発）に係わって、地方自治体で住民の「人権意識調査」や人権教育・啓発施策が継続され、教職員に対する部落問題研修や子どもに対する部落問題学習が強化されている地域もでてきている。こうした部落問題解決の到達点を無視した動向を注視し、必要な批判を展開する。

一方、安倍政権時代の「教育改革」が継続して推進されている。道徳の教科化が小学校（2018年度）・中学校（2019年度）で実現し、新学習指導要領が小学校（2020年度）・中学校（2021年度）で全面実施された。また、高校では「現代社会」を廃止して新教科「公共」が導入された（2022年度）。さらに、「個別最適化」をキーワードとする教育政策が展開され、ICT（情報通信技術）を活用した学校教育が構想されている。究極の「自己責任学習」の推進であり、公教育の意味が根本的に問われかねない事態となっている。

1. 人権と教育研究分野では、次の研究課題を設定する。

- 1) 「部落差別の解消の推進に関する法律」制定後に生じている部落問題と教育をめぐる事態を検討し、部落問題解決の観点から必要な批判を行う。
 - 2) 地方自治体の「人権意識調査」や人権教育・啓発施策の実態を調査するとともに、1997年以降の国・地方自治体の人権教育・啓発政策の総括に着手する。
 - 3) 人権教育と道德教育の動向をふまえ、学校における子どもの人権と教育実践に関する研究をすすめる。
 - 4) 道德の教科化、教科書の事実上の「国定」化、政治教育の制約、新学習指導要領の全面実施、ICT（情報通信技術）を活用した教育政策の推進などの「教育改革」を批判的に検討する。
2. 国・地方自治体の「人権意識調査」や人権教育・啓発施策の実態分析をテーマにした科研費申請を検討する。

（4）人権に関わる思想・文化の研究（主任研究員 秦 重雄）

文芸研究会は、発足の当初より、「部落問題の解決に資する」ことを念頭に置いて部落問題文芸作品研究の考察を進めてきた。今日、部落問題の解決段階を迎えるに当たり、積年の実績に立って、「部落問題は今なお根深い」言説の打破、差別克服にあたっての、文芸・芸術作品の積極的役割の解明などに着目して問題点を総合的・科学的に究明してゆく。

とりわけ、戦後高度成長時代の国民意識民主化の進展、人権意識の成熟という道程の中に、史的動向としての文化現象を位置づけ、捉えなおす作業が重要であろう。哲学・思想分野との関連性を視野に入れた研究を継続してゆく。

なお、研究の指針は、従来通り、次の4点とする。

- 1) 文芸作品の中で扱われた部落差別にかかわる問題を、それを取り巻く歴史的社会的条件の中で読み解いてゆく。
- 2) 文芸作品の中で扱われた部落問題以外の人権上の諸問題を、部落問題を視野に入れた歴史的社会的観点から読み解いてゆく。
- 3) 文芸作品の中に現れた人権にかかわる諸矛盾を、今日的人権状況との関連性を通して捉えなおし、人権認識向上に資する読み方を提起してゆく。
- 4) 以上のような研究活動を通して、作品の発掘・見直し・再評価にも積極的に取り組む。『部落問題研究』などの誌上で読書界に提供してゆく。

部落問題研究者全国集会については、「思想・文化」分科会の運営を従来通り、文芸研究会が担当する。

（5）人権問題・部落問題に関わる総合的研究（担当 研究委員会）

- 1) 部落問題解決過程の到達点に関する研究を、国際人権等も含めた諸分野の総合として推進し、研究成果の普及を図る。
- 2) 部落問題解決過程の進展を阻害する、国や地方自治体の人権・「同和」政策を含む様々な動向について、今日の人権と民主主義に関わる運動と到達点をふまえて、批判的な検討を進めるとともに、諸々の差別の解消・禁止に関する諸動向を把握し、理論的研究を進める。

2. 科学研究費助成事業による研究の推進

(1) 2021年度の科学研究費助成事業に申請した「奈良県の地域構造変容と部落問題に関する歴史的・地域構造分析・比較研究を通して」(研究代表者：竹永三男／基盤研究B／5年間：2021年～2025年度)が採択・交付された。この科研費研究を基盤にして、部落問題解決過程の総合的地域史研究を継続的に推進する。

(2) 2024年度の科学研究費助成事業に申請した「部落問題解決過程の地域的偏差を生み出す諸要因に関する研究」(研究代表者：石倉康次／基盤研究B／3年間：2024～2026年度、但し2027年度に研究成果報告書提出)が採択・交付されている。この科研費研究の部落問題解決過程を調査する戦略的な研究として位置付け、推進する。

(3) 2022年度の科学研究費助成事業に申請し、採択された次の2件は計画年次が終了したが、研究対象の増大や、職務多忙の事情により、期間を一年延長して継続する。関連する個別研究の深化をはかる。

①「近世における流動層社会の構造的・研究—『行き倒れ』を中心に—」(研究代表者：藤本清二郎／基盤研究C／3年間：2022～2024年度)

②「高度経済成長期の地域変動と社会運動—泉北における文化財保存運動と泉北教組」(研究代表者：坂井田徹／基盤研究C／3年間：2022～2024年度)

(4) 今後の科研費申請のあり方、研究を支援する体制について検討する。

3. 部落問題研究者全国集会などの開催

(1) 第63回部落問題研究者全国集会の開催

1. 2025年10月25日(土)～26日(日)の両日、京都市内で開催する。

①全体会(25日)

②分科会(26日)—「歴史(前近代)」「歴史(近現代)」「教育」「現状分析・理論」「思想・文化」

集会における研究成果の報告は、『部落問題研究』誌上で行う。

2. 開催方法—対面方式で開催する。

*全体会は遠隔地参加も視野に入れ検討する。関連企画の東京開催も検討する

(2) 各分野の研究会を定例的に開催する。

4. 『部落問題研究所所蔵図書・資料総合目録』の作成及び図書・資料の収集・紹介

(1) 部落問題研究所所蔵図書・資料の閲覧・活用を積極的に促進するため、作業の終了した『部落問題研究所所蔵図書・資料総合目録』を、HPに掲載し、学術情報提供の充実を図る。

1. 総合目録の内容は①図書目録、②資料目録、③視聴覚等資料目録である。
2. この内『蔵書目録』（①図書目録）をHPに掲載する。
3. ②資料の応急的な保存措置を進め、その資料目録の公開準備を継続して進める。
4. ③視聴覚等資料目録をHPに掲載する。

(2) 部落問題・人権問題関係図書・資料の収集・整理

歴史、現状、運動、行政、人権、教育、文芸などの分野に関する関係図書・資料の収集と整理を積極的におこなう。

(3) 図書・資料の紹介

『人権と部落問題』『部落問題研究』『会報』において図書・資料の紹介をおこなう。

5. 機関誌・研究紀要・学術図書などの刊行

(1) 『人権と部落問題』（月刊）を毎月2000部、年12回を編集・刊行する。

多数購読・頒布を図ることのできる重点企画を1, 2回程度設定する。

PDF編集、紙媒体発行を継続しつつ、電子版提供のメリット・デメリット、可否等を検討する。

(2) 紀要『部落問題研究』（季刊）を各500部、年4回編集・刊行する。このうち、1冊は第63回部落問題研究者全国集会の報告書として編集・刊行する。定期刊行を確保するため、研究委員会の下、編集会議で協議する。電子版提供の可否等も検討を継続する。

(3) 関係図書の編集・刊行

1. 学術図書

準備を進めている2冊を早期に刊行し、三冊目・四冊目の刊行準備を進める。

2. 下記テーマの一般図書を2冊以上刊行し、以下のテーマの図書を準備する。

- ①『八鹿高校事件と八鹿高校生徒自治会』
- ②『現代の差別・人権問題』
- ③『近現代日本の歴史的変化—部落問題から考える』
- ④『公営住宅等建て替えとまちづくり』

3. 複数冊の自費出版（部落問題関係図書）を促し、刊行する。

6. 法人の機能を活用した各種サービス

(1) 公開学習講座・学習会の開催など

①部落問題と人権問題の理解、広い教養・文化を促進するため、継続的に学習講座・講演会・映画会を開催する。その企画は、事業委員会・研究委員会で検討し、実行する。他団体との共催による開催も視野に入れる。

②島崎藤村の作品の輪読会や「水平新聞を読む会」を引き続き開催する。

(2) 講師の斡旋

部落問題・人権問題に対する講演会・研修会の講師の斡旋・紹介を行う。

(3) 部落問題情報・人権情報、同学術情報・評価の SNS によるスピーディーな情報発信に取り組み、SNSにおける諸情報（歴史地名、歴史資料；過去帳・古地図など）の位置付けや取り扱いに関し、幅広い層の参加によって研究を進め、社会的な意見交流に貢献する。

(4) 図書・資料の閲覧・貸し出し

図書・資料の貸し出しについては、HP公開の取扱を基本とする。HP公開以外の図書・資料については相談に応じることとする。

(5) 相談活動

部落問題・人権問題に関する相談に積極的に対応する。

7. 目的を同じくする各種機関・団体との連携、協力

全国の研究機関、全国各地で活動している研究会などと連絡を密にして、研究・調査・学習などの事業について、協力関係を発展させていく。

8. 役員会等の開催

(1) 総会

定時総会を2025年5月25日（日）に開催する。臨時総会を2025年度末に開催する。

(2) 役員会

1. 理事会を定期的に開催し、研究所の事業の運営について審議する。
2. 研究所の業務執行状況、財産状況について、監事による監査をおこなう。

(3) 委員会

編集委員会・研究委員会、および財政委員会・事業委員会・資料委員会を定期的に開催し、所管の事項を審議し、実行する。

(4) 所内会議

必要に応じて理事（事務局構成員）・職員で構成する所内会議を開催し、事業の運営について連絡・調整する。

（５）事務局会議

恒常的に業務遂行のため、理事長・常務理事・総務担当理事で構成する事務局会議を開催し、情報交換を行う。

（６）将来検討委員会

将来検討委員会は当面開催を予定しない。必要が生じた場合その性格・構成等を検討して開催する。

9. 会員・定期購読者・書籍頒布の拡大及び財政活動・募金活動

（１）会員の拡大

会員の協力を得て、30名の会員拡大に取り組む。

（２）定期購読者の拡大

会員の協力を得て、『人権と部落問題』『部落問題研究』の定期購読者各30名の拡大に取り組む。

（３）書籍頒布の拡大

発行図書の販売普及を強力に推進するための広報宣伝活動に取り組む。また一定期間経過した在庫書籍の大幅割引（50％）、寄付と連動させながら書籍頒布を促進し、合わせて在庫減を図る。

（４）「契約ルール」にもとづく財政運営

「契約ルール」に基づき、工事・製造・購入などにかかわる財政の健全化を進める。

（５）募金活動

部落問題研究所への財政的支援を目的とした募金活動（通常募金）に取り組む。募金目標は400万円以上とする。募金方法の工夫や遺贈の取り組みについて検討する。

（６）研究所に関する基本情報の広報

研究所のウェブサイトとは別に、「部落問題研究所要項」の2025年版（改訂版）を作成し、関係方面に配付する。

《第 2 号議案》

2025年度資金調達及び設備投資の見込みについて

(1) 資金調達の見込みについて

当期中における借入の予定はない。

(2) 設備投資の見込みについて

当期中における重要な設備投資（除却又は売却を含む。）の予定はない。

《第 3 号議案》

2025 年度収支予算（案）